

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）やショートステイを利用する方の食事・居住費はご本人による負担が原則ですが、対象者要件に該当する方については、申請に基づきそれらの費用の負担を軽減することができます。

※対象要件については、裏面【認定を受けるための要件】をご確認ください

負担限度額認定証の申請に必要なもの

○申請書（窓口にて配布します）

○同意書（窓口にて配布します）

○被保険者本人名義の通帳のコピー（【1】と【2】は必須）

【1】通帳の1ページめ（銀行名や口座番号などが記載されたページ）

【2】直近の預貯金残高が記載されたページ（通帳記帳後にコピーしてください）

【3】定期預金がある場合は、定期預金のページ

※口座が複数ある場合はすべての口座の通帳のコピーが必要です。

※配偶者がいる場合は、配偶者名義の通帳のコピーも添付してください。

○預貯金のほかに判定対象となる保有資産がある場合は、金額がわかる書類のコピーが必要です。

・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）

・金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属

・投資信託

・タンス預金（※自己申告のため書類は不要）

・負債（借入金・住宅ローンなど）

×判定の対象とならないもの・・・家、自動車、生命保険、貴金属（腕時計や宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

不正行為の加算金

虚偽の申請等により、特定入所者介護サービス費を不正に受給した場合、給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算額（給付額を含めて4倍）が課される場合があります。適切な制度運営となるようご理解ご協力をお願いします。

要件を受けるための要件(①と②の両方を満たしていること)

- 要件①：被保険者本人を含め、すべての世帯員が住民税非課税であること。
 ※別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も住民税非課税であること
 ※同じ世帯に1人でも住民税課税の方がいる場合は対象外となります。
- 要件②：保有資産（預貯金等）の合計金額が判定基準以下であること。
 ※利用者負担区分により判定基準額が異なります。（下記参照）

○対象者の判断基準

利用者負担区分	対象者	
	所得などの条件	預貯金などの条件
第1段階	生活保護受給者	■預貯金や有価証券などの金額の合計が1,000万円以下であること。 ■配偶者がいる場合は、夫婦で合計2,000万円以下であること。
	老生福祉年金受給者 住民税非課税世帯	
第2段階	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、80,9万円以下の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が650万円以下であること。 ■配偶者がいる場合は、夫婦で合計1,650万円以下であること。
第3段階①	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、80,9万円超120万円以下の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が550万円以下であること。 ■配偶者がいる場合は、夫婦で合計1,550万円以下であること。
第3段階②	・課税年金収入額、 ・非課税年金収入額、 ・合計所得金額、 の合計が、120万円超の人	■預貯金や有価証券などの金額の合計が500万円以下であること。 ■配偶者がいる場合は、夫婦で合計1,500万円以下であること。
第4段階	—	一般世帯の人（※負担限度額認定証の対象外）

対象者	居住費等					食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室	施設サービス	短期入所サービス
			特養・ショートステイ	老健・療養等			
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円
第4段階	各利用施設との契約により設定されます。ご利用の施設にお問い合わせ下さい。						